# 資　　料
## （法人税関係）

# 目　　次


## １．令和５年度税制改正の概要

⑴　大綱の概要　・・・

⑺　事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配に係る課税の特例の新設・・・・・　Ｐ42
⑻　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の見直し・・・・・・・・・　Ｐ43
⑼　租税特別措置の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ44

# １．令和５年度税制改正の概要

# 令和５年度税制改正の大綱の概要

（令和４年 12 月 23 日 閣議決定）

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す。租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定する。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、Ⅱのとおり決定する。

## Ⅰ　令和５年度税制改正

### 個人所得課税

#### ○ ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化

・非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、ＮＩＳＡ制度を恒久的な措置とする。

・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120 万円に拡充する。

・上場株式への投資が可能な現行の一般ＮＩＳＡの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240 万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。

・一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800 万円とし、「成長投資枠」については、その内数として 1,200 万円とする。

・以上の措置は、令和６年１月から適用する。

#### ○ スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

・保有株式の譲渡益を元手に、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき 20 億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。

・スタートアップへの再投資に係る非課税措置及び課税繰延べについては、創業者は事業実態が認められれば適用が受けられるよう

にするほか、プレシード・シード期のスタートアップに係る外部資本要件を 1/6 以上から 1/20 以上に引き下げるなど、要件の緩和を行う。

**○ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化**

・その年分の基準所得金額から３億 3,000 万円を控除した金額に 22.5％の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講じ、令和７年分以後の所得税について適用する。

**○ 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し**

・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に３年から５年に延長する。

## 資産課税

**○ 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等**

・相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするほか、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。

・暦年課税における相続前贈与の加算期間を７年に延長するほか、延長した期間（４年間）に受けた贈与のうち一定額（100 万円）については、相続財産に加算しないこととする見直しを行う。

・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を３年延長する。

・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を２年延長する。

## 法人課税

### ○ 研究開発税制の見直し

・控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：２％→１％）を行うとともに、試験研究費の増減割合に応じて税額控除の上限を変動させる制度（現行：25%→20%～30%）を設ける。

・試験研究費のうち新たなサービスの開発に係る一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とするほか、所要の見直しを行う。

### ○ 企業による先導的人材投資に係る税制措置

・法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人の設立を目的とする法人に対して支出する寄附金であって、その設立のための費用に充てられるものを指定寄附金とする。

・特別試験研究費の対象費用に、博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者に対する人件費を追加し、税額控除率を 20%とする。

### ○ オープンイノベーション促進税制の見直し

・発行法人以外の者から購入により取得した株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを、税制の対象となる特定株式に加える。

## 消費課税

### ○ 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する３年間の負担軽減措置を講ずる。

・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする６年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

### ○ 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

・酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒

類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。

### ○ 車体課税

・自動車重量税のエコカー減税について、異例の措置として現行制度を令和５年末まで据え置くほか、据置期間後は、制度の対象となる 2030 基準達成度の下限を３年間で段階的に 80％まで引き上げる等の所要の措置を講ずる。

・自動車税・軽自動車税の環境性能割について、異例の措置として現行の税率区分を令和５年末まで据え置くとともに、３年間で段階的に引き上げる。

・自動車税・軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例について、３年間延長する。

・メーカーの不正行為によって自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の特例について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10％）を 35％に引き上げる。

## 国際課税

### ○ グローバル・ミニマム課税への対応

・グローバル・ミニマム課税について、所得合算ルールに係る法制化を行うため、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）及び特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）を創設する。その際、法人税による税額と地方法人税による税額が 907：93 の比率となるよう制度を措置するとともに、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。

・外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ等の見直しを行う。

## 納税環境整備

### ○ 電子帳簿等保存制度の見直し

・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

・過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化する。

### ○ 課税・徴収関係の整備・適正化

・申告義務を認識していなかったとは言い難い高額な無申告に対し、無申告加算税の割合を引き上げる。また、連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を加重する措置を講ずる。

### ○ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

・ふるさと納税の指定制度に関し、前の指定対象期間における基準不適合等の事案について、２年前にまで遡って取消事由とできることとする。

## 関税

### ○ 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和４年度末に適用期限の到来する暫定税率（412 品目）の適用期限を１年延長する等の措置を講ずる。

### ○ 急増する輸入貨物への対応

・輸入申告項目に「通販貨物の該否」及び「国内配送先」等を追加する。

・税関事務管理人制度について、非居住者による届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定の整備を行う。

## Ⅱ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和９年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和９年度において、１兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

①　法人税

法人税額に対し、税率４～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円を控除することとする。

②　所得税

所得税額に対し、当分の間、税率１%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を１%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③　たばこ税

３円／１本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和６年以降の適切な時期とする。

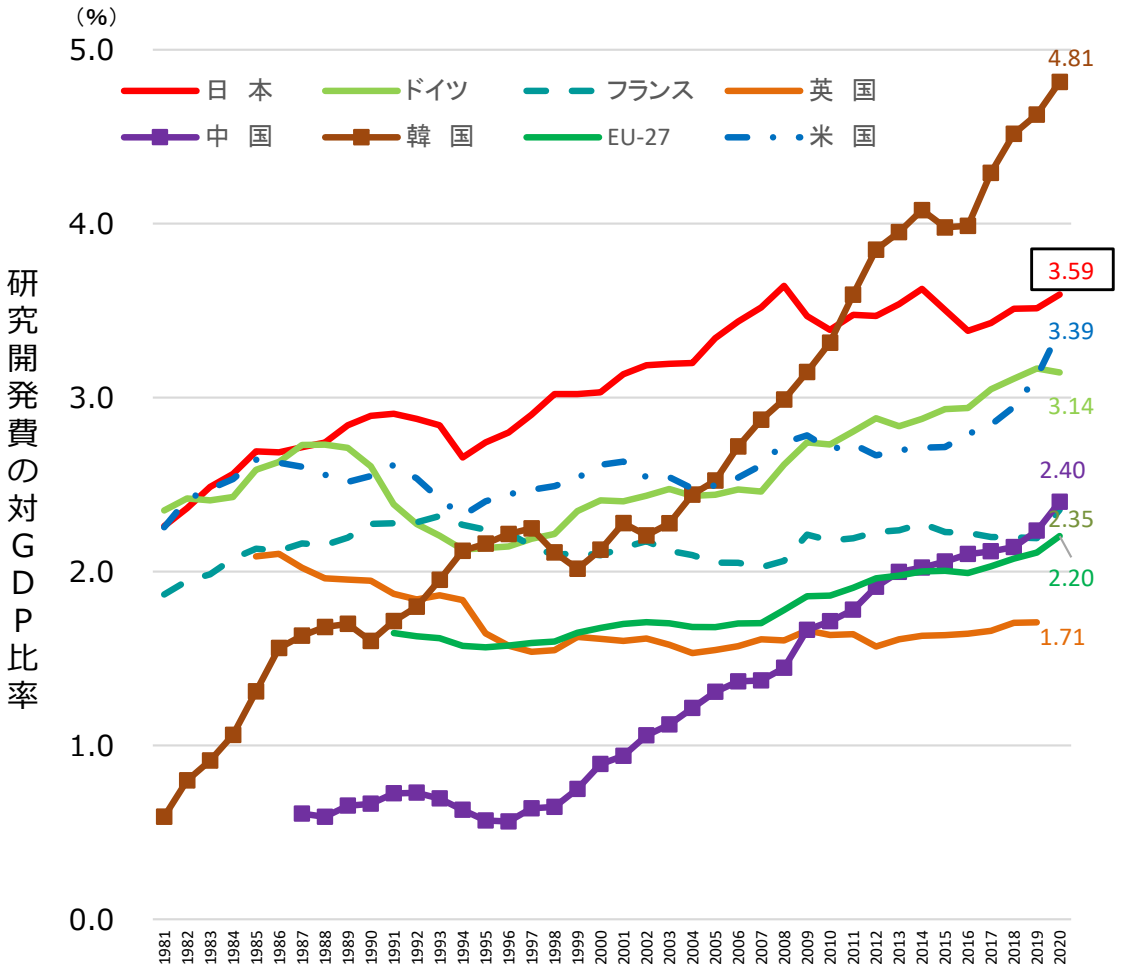
# ２．成長と分配の好循環の実現

## ⑴　研究開発税制の見直し

# 我が国の研究開発投資の現状

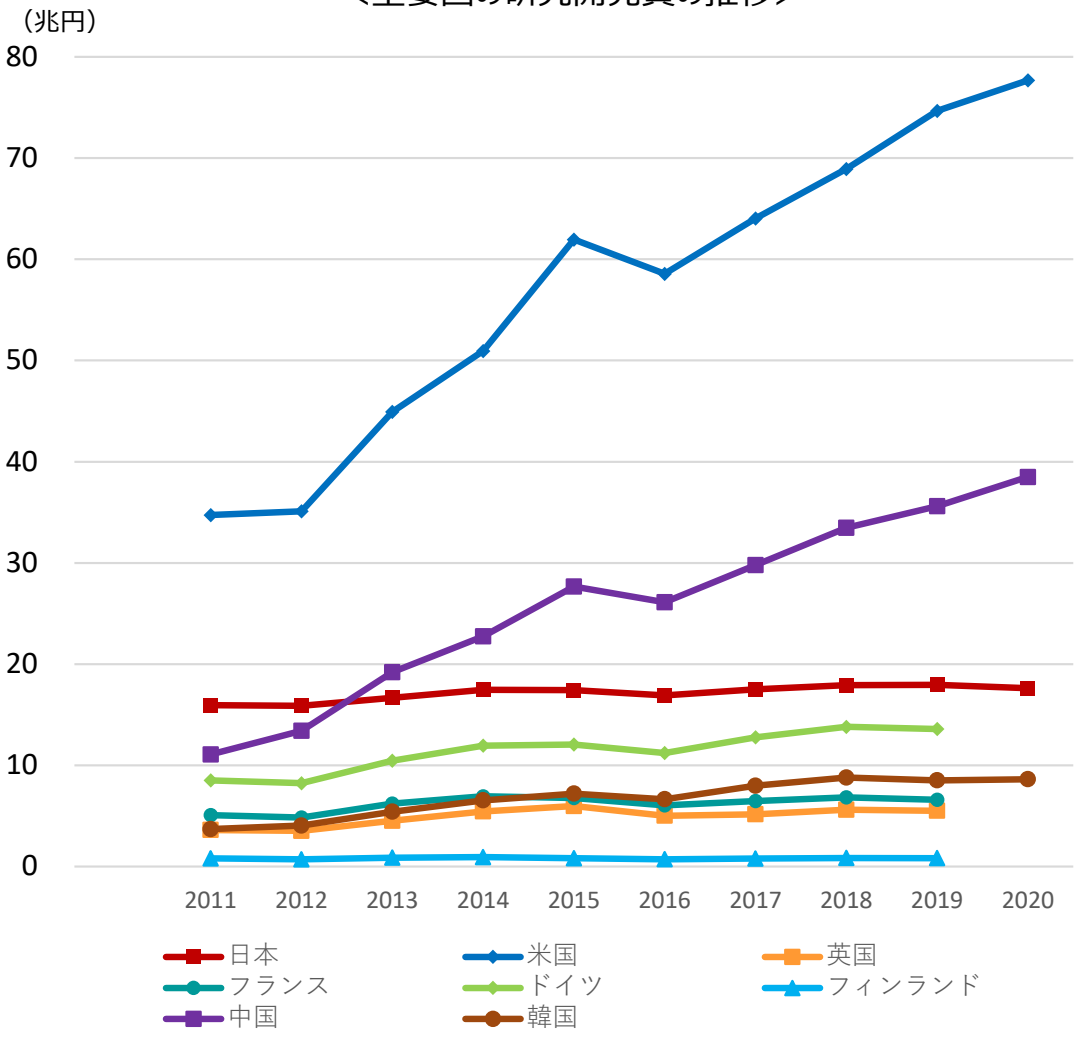
○　我が国の民間企業における研究開発支出は国際的にみて高い水準を維持。
○　ただし、研究開発費を実額で見た場合には、アメリカや中国が増加している中、日本は横ばい。

＜主要国における企業部門の研究開発費の対GDP比率の推移＞




（出典）文部科学省 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標2022」を基に、財務省が加工・作成。

＜主要国の研究開発費の推移＞




（注）為替レートは各年の平均レートによる。
（出典）OECD stat "Gross domestic expenditure on R&D"

# 研究開発税制（全体像）

今まで以上のメリハリ付けを行い、研究開発投資の量の増加と質の向上を目指していく。
科学技術・イノベーション基本計画の期間（令和7年度まで）とあわせて、上乗せ措置の期限を3年延長する。

## 一般型

| | |
|---|---|
| 税額控除率 | 試験研究費の増減に応じ、２％～１４％※<br>（中小法人：１２％～１７％※）<br>＊試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：<br>上記割合×（試験研究費割合－１０％）×0.5を加算※ |
| 控除上限 | 法人税額の２５％（研究開発を行う一定のベンチャーは４０％）<br>①　中小法人：10%上乗せ（増加率9.4%超の場合）※<br>②　試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：<br>0～10%上乗せ※<br>③　売上が２%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：５%上乗せ※ |

※　令和4年度末までの時限措置
一般型の控除率については　大法人:10%超、 中小法人 :12%超　の部分

インセンティブ強化に向けた
控除率・控除上限のメリハリ強化
（③は廃止）

更なるオープンイノベーション促進に向けた
研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大

研究開発投資の質の向上のための
試験研究費の範囲の見直し
（サービス開発型試験研究費、デザインの変更等の取扱い）

## オープンイノベーション型

○　特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用等（特別試験研究費）がある場合、その特別試験研究費の額の一定割合を税額控除

| 特別試験研究費の種類 | | 税額控除率 |
|---|---|---|
| 共同試験研究・委託試験研究 | 特別研究機関等 | 30% |
| | 大学等 | |
| | 研究開発型ベンチャー | 25% |
| | 国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人 | 25% |
| | 中小企業者 | 20% |
| | 他の者（民間企業等） | |
| | 技術研究組合 | |
| 知的財産権の使用料 | 中小企業者 | 20% |
| 希少疾病用医薬品等に関する試験研究<br>特定用途医薬品等に関する試験研究 | | 20% |

# 令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年１２月１６日
自由民主党
公明党

１．成長と分配の好循環の実現

（３）研究開発税制

研究開発投資は、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉であり、高い外部効果を有することが期待される一方、企業にとっては成果が得られるとは限らない不確実性を伴う。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「成長と分配の好循環」を拡大していく上で、極めて重要な意味を持つ。

米国や中国の企業が研究開発投資を大きく伸ばす中、わが国企業の研究開発投資は近年伸び悩んでおり、国際競争力の維持向上のためにも、その増加を促していかなければならない。

研究開発税制において、投資を増加させるインセンティブを更に強化する。現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行う。控除額が上限に達した企業に対してもインセンティブが機能することを期待し、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入する。

（略）

# 税額控除率のメリハリ強化

## ≪改正前≫

- 増減試験研究費割合が9．4%超

  10．145%＋（増減試験研究費割合－9．4%）×0．35

- 増減試験研究費割合が9．4%以下

  10．145%－（ 9．4%－増減試験研究費割合）×0．175

## ≪改正後≫

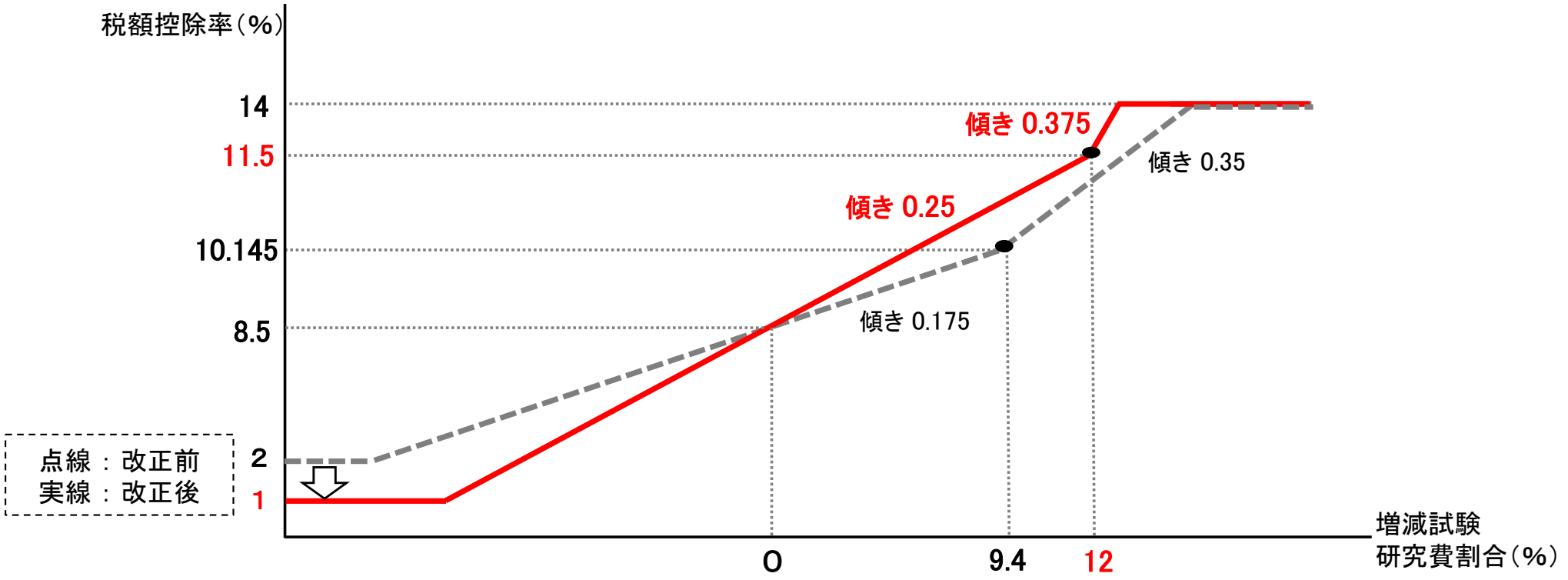
- 増減試験研究費割合が12%超

  11．5%＋（増減試験研究費割合－12%）×0．375

- 増減試験研究費割合が12%以下

  11．5%－（ 12%－増減試験研究費割合）×0．25

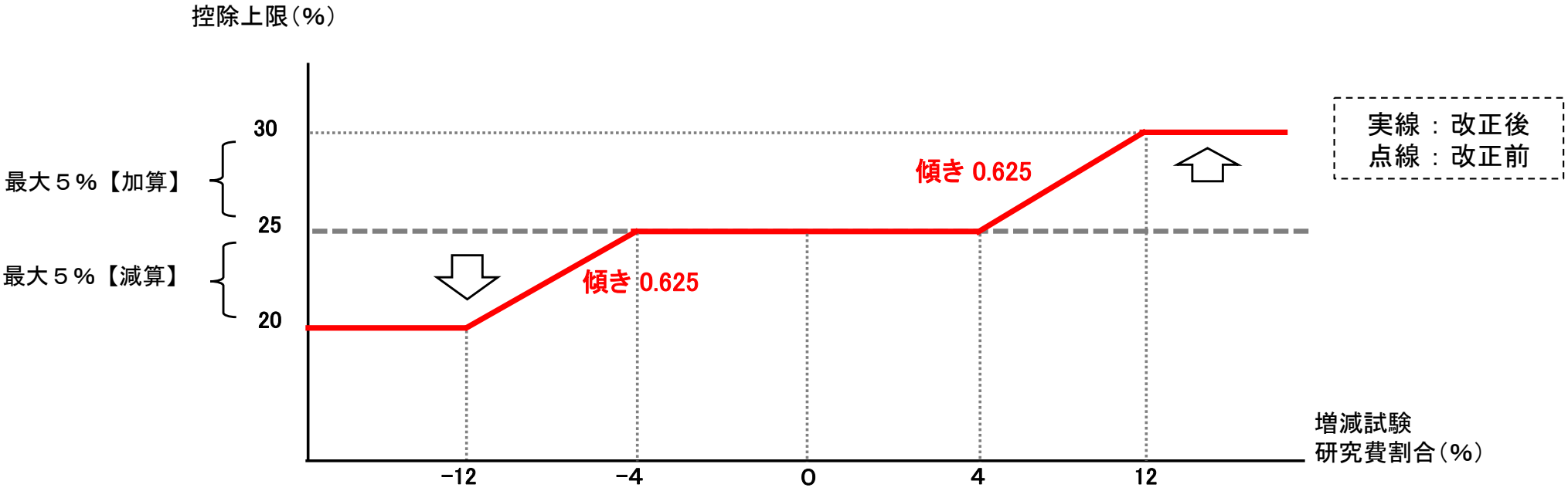
※ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合・・・8．5%（現行と同じ）




※ 増減試験研究費割合・・・適用年度の試験研究費の額から過去3事業年度平均の試験研究費の額（比較試験研究費の額）を減算した金額のその比較試験研究費の額に対する割合

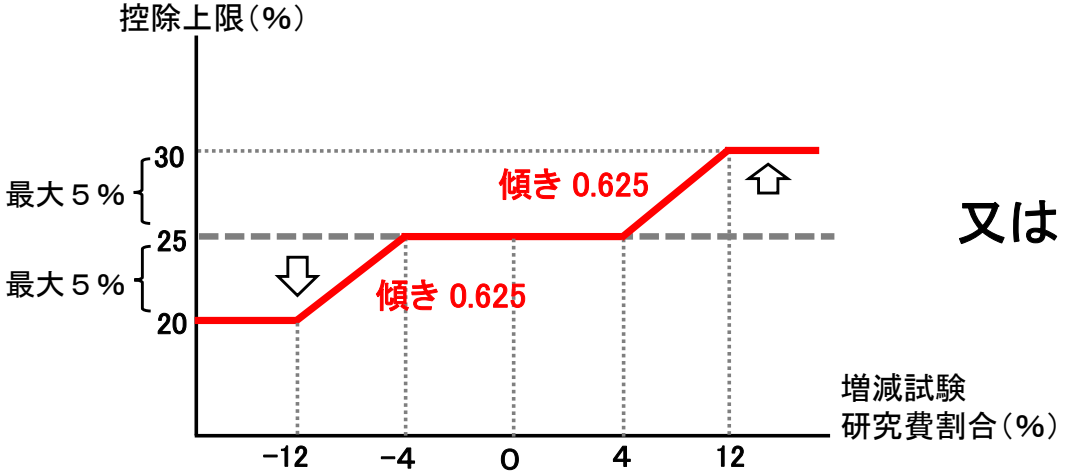
# 控除上限のメリハリ強化

## ≪変動型のイメージ≫



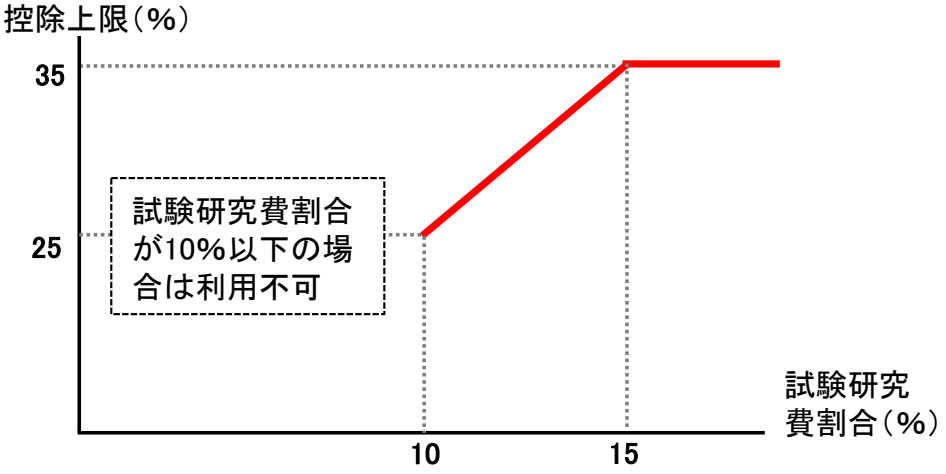

（注）控除上限の特例は、変動型と高水準型とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用

### 変動型




又は

### 高水準型



# 中小企業技術基盤強化税制の税額控除率の見直し

**≪改正前≫**

・ 増減試験研究費割合が9．4%超

＜税額控除率＞

12%＋（増減試験研究費割合－9．4%）×0．35

＜控除税額の上限＞

調整前法人税額×（25%＋10%）

**≪改正後≫**

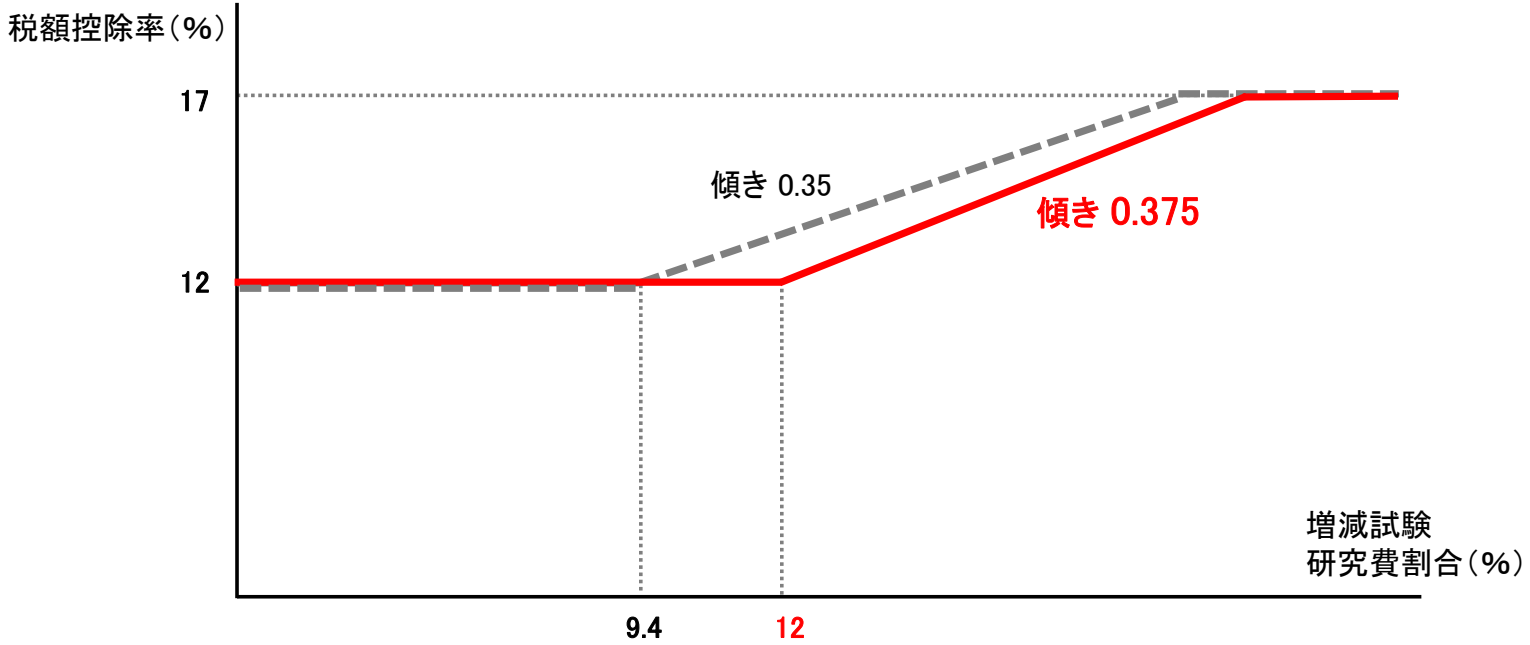
・ 増減試験研究費割合が12%超

＜税額控除率＞

12%＋（増減試験研究費割合－12%）×0．375

＜控除税額の上限＞

調整前法人税額×（25%＋10%）



# 令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

１．成長と分配の好循環の実現

（３）研究開発税制

（略）

研究開発の質を高める観点からは、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題である。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大する。

（略）

# 特別試験研究費の額の改正（特定新事業開拓事業者）

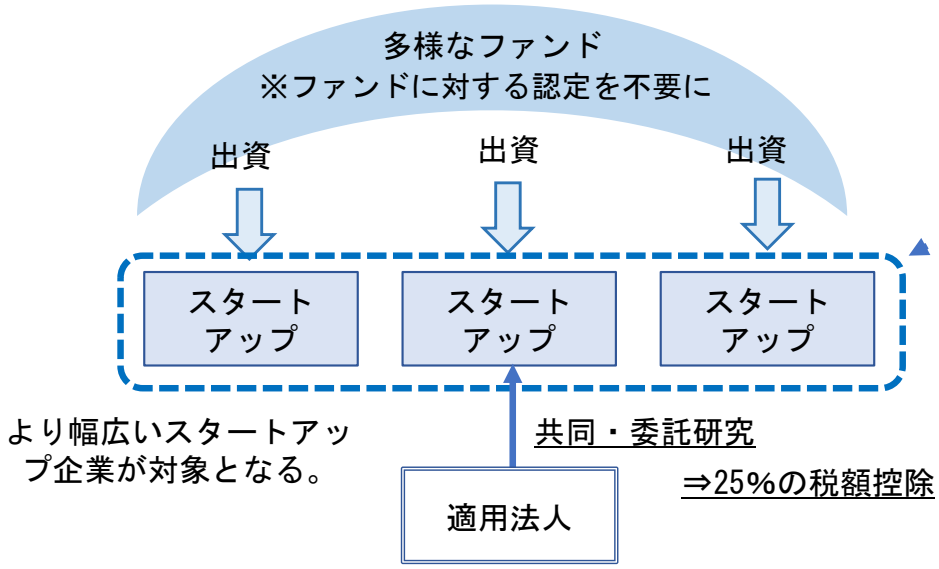
○　共同研究・委託研究の対象となる新事業開拓事業者等（改正後：特定新事業開拓事業者）の定義の見直し
　見直し後はスタートアップが出資を受けるベンチャーファンドに対する経産大臣の認定が不要となり、より幅広いスタートアップ企業（特定新事業開拓事業者）が対象となる（税額控除率25%）。

## 改正前の要件

①　産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者のうち、経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業

②　研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
　⑴　認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資
　⑵　役員が研究開発法人・大学等の職を有している　　等

【改正後のイメージ】




## 改正後の要件

【除　外】

【追　加】

産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者のうち、次の要件の全てを満たすもの

⑴　設立15年未満（注1）
⑵　未上場の株式会社
⑶　特定の企業グループに属さない者
⑷　ベンチャーファンド（注2）又は研究開発法人（注3）の出資先
⑸　売上高研究開発費比率10%以上

（注1）設立10年以上の法人については営業損失を生じていること。
（注2）スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合
（注3）科技・イノベ法の規定により出資を受ける成果活用事業者

・経産省令でこれらの要件を規定し、上記⑴～⑸の要件に該当する者に対し経産省が証明書を発行する。
・適用法人はその証明書の写しを確定申告書に添付した場合に税制の利用を可能とする。

# 令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

１．成長と分配の好循環の実現

（３）研究開発税制

（略）

税制の対象となる試験研究の範囲についても、非連続なイノベーションへの挑戦を促すため、不断の見直しが求められる。新たなビジネスモデルの開拓につながるよう、サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しを行う。

# 新たな役務の開発に係る試験研究の範囲の見直し

○　ビッグデータやAI等を活用した新たな役務の開発（サービス開発）に係る試験研究費は、現行制度では、サービス開発を目的とし、ビッグデータを新たに収集することが要件となっているため、既存のビッグデータを利用する場合は対象外となっている。
○　サービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も税制の対象とする。

## 改正前の要件

サービス開発を目的として、以下の①～④の全てを行う場合のこれらの行為が試験研究の対象となる。

①データの収集・取得
⑴　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によって行われた情報の収集
⑵　⑴の方法によって収集された情報の取得

②　データの分析
①の収集又は取得に係る情報について一定の法則を発見するために行う分析

③　サービスの設計
②の分析により発見された法則を利用した役務の設計

④　サービスの適用
③の設計に係る法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであること等の確認

## 改正後の要件

サービス開発を目的として、以下のＡ～Ｃの全てを行う場合のこれらの行為が試験研究の対象となる。

Ａ～Ｃの行為とともにサービス開発目的で改正前の①の収集又は取得を行った場合はその行為も含む。

⇒　改正前の要件と同様の行為を行った場合も引き続き対象となる。

Ａ　データの分析
次の情報について一定の法則を発見するために行う分析
ａ　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によって収集された情報

⇒　サービス開発ではない目的で収集された情報を使用して行うサービス開発を目的とする分析も対象となる。

ｂ　ａのほか、その法人が有する情報で、一定の法則の発見が十分見込まれる量のもの

Ｂ　サービスの設計
Ａの分析により発見された法則を利用した役務の設計

Ｃ　サービスの適用
Ｂの設計に係る法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであること等の確認

# 試験研究費の範囲の見直し

○　イノベーションを促進するためには、研究開発の量に加えて、質も高めていくことが重要。

＜改正前＞

○　現在の研究開発税制では、デザインの考案と、それに基づく設計・試作については、
・性能向上を目的としない「デザインの考案」は、対象外
・考案されたデザインに基づく「設計・試作」（例えば安全性の確認等）は、性能向上を目的としていなくても、**対象**

＜改正後＞

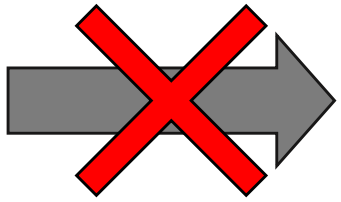
○　税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、
・考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは、**対象外**とする。

※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。

旧製品

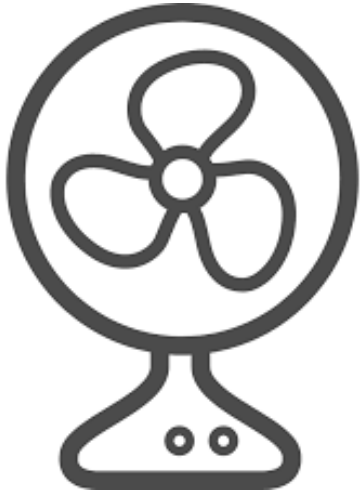


イメージ



考案されたデザインに基づく
設計・試作のうち
性能向上を目的としていないもの

新製品

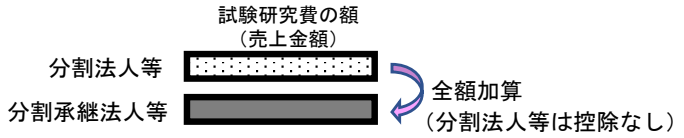


# 組織再編成がある場合の調整計算の改正（分割・現物出資）

## ○　分割又は現物出資に係る比較試験研究費の額・平均売上金額の調整計算

【原則計算】

比較試験研究費の額（平均売上金額）の計算において、再編前の事業年度に係る分割法人又は現物出資法人の試験研究費の額（売上金額）の全額を分割承継法人又は被現物出資法人の試験研究費の額（売上金額）に加算する（分割法人又は現物出資法人は控除なし）。

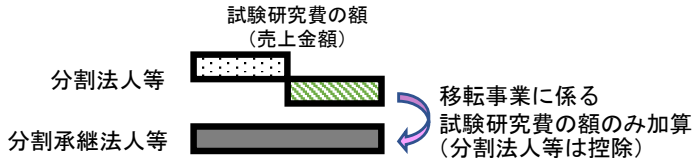



⇒ 改正なし

【特例計算】

＜調整内容＞

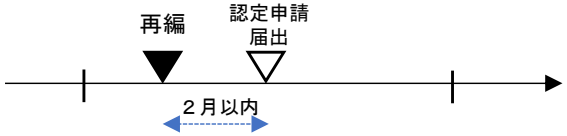
分割法人又は現物出資法人の試験研究費の額（売上金額）のうち、移転事業に係る試験研究費の額（売上金額）のみ分割承継法人又は被現物出資法人に加算（分割法人又は現物出資法人については控除）する。




⇒ 改正なし

＜手続＞

特例計算の適用については、再編後２月以内に、分割法人又は現物出資法人が移転事業に係る試験研究費の額（売上金額）を合理的に区分する方法について納税地の所轄税務署長の認定を申請し、再編に係る全ての法人が特例計算の適用を受ける旨の届出をする必要がある。




⇒

【改正後】

特例計算の適用を受けるための納税地の所轄税務署長への認定申請・届出を廃止し、再編に係るそれぞれの法人が確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に必要事項を記載した書類を添付することで特例計算の適用を可能とする。



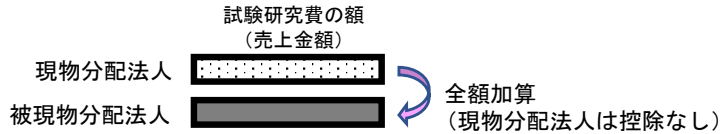

※書類の記載事項は現行の認定申請・届出と基本的に同じ。

# 組織再編成がある場合の調整計算の改正（現物分配）

## ○　現物分配に係る比較試験研究費の額・平均売上金額の調整計算

### 【原則計算】

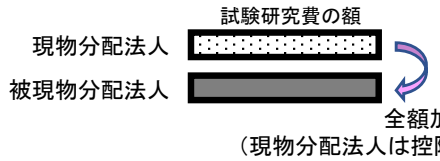
比較試験研究費の額（平均売上金額）の計算において、再編前の事業年度に係る現物分配法人の試験研究費の額（売上金額）の全額を被現物分配法人の試験研究費の額（売上金額）に加算する（現物分配法人は控除なし）。



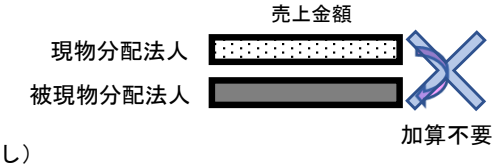

### 【改正後】

売上金額についての調整を不要とする（試験研究費の額の調整については改正なし。）。

○　試験研究費の額（改正なし）



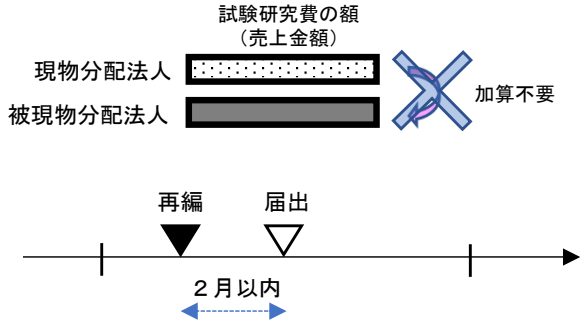

○　売上金額




### 【特例】

＜調整内容・手続＞

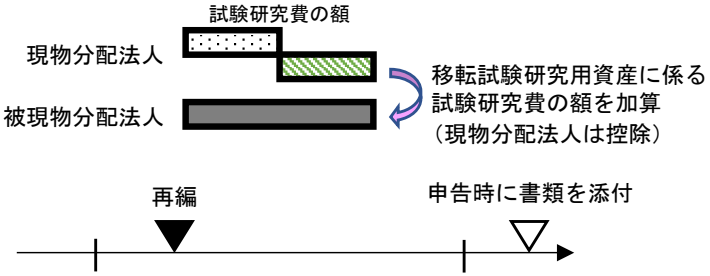
現物分配により移転する試験研究用資産がない場合、その旨の届出を再編後２月以内に納税地の所轄税務署長へ提出することにより、現物分配法人の試験研究費の額（売上金額）について被現物分配法人への加算不要。




### 【改正後】

特例の適用を受けるための納税地の所轄税務署長への届出を廃止し、再編に係るそれぞれの法人が確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に必要事項を記載した書類を添付することで分割又は現物出資の場合と同じ特例計算の適用を可能とする。

なお、試験研究用資産の移転がない場合、その旨をその書類に記載することで、現行と同様、現物分配法人の試験研究費の額を加算不要とする。（売上金額の調整は原則計算の対象外とするため、特例計算も対象外）



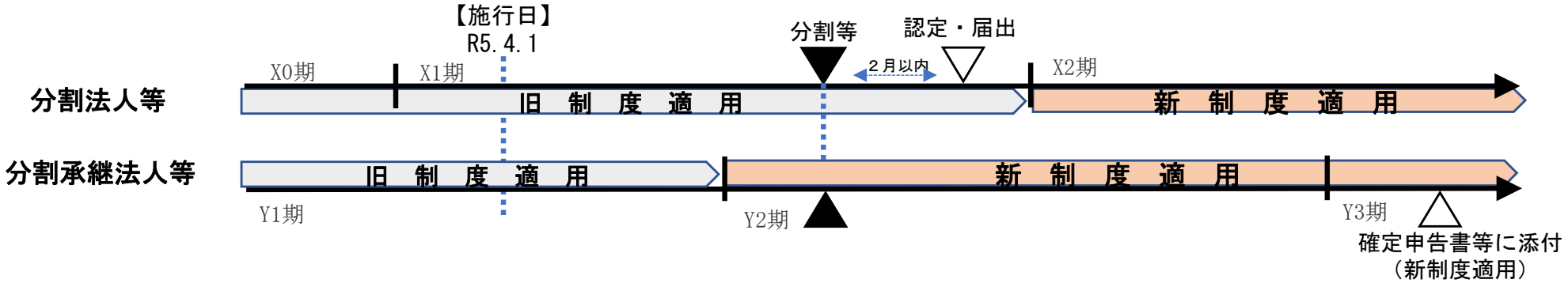

※書類の記載事項は分割又は現物出資の場合と同様。

# 組織再編成がある場合の調整計算の改正に関する経過措置①

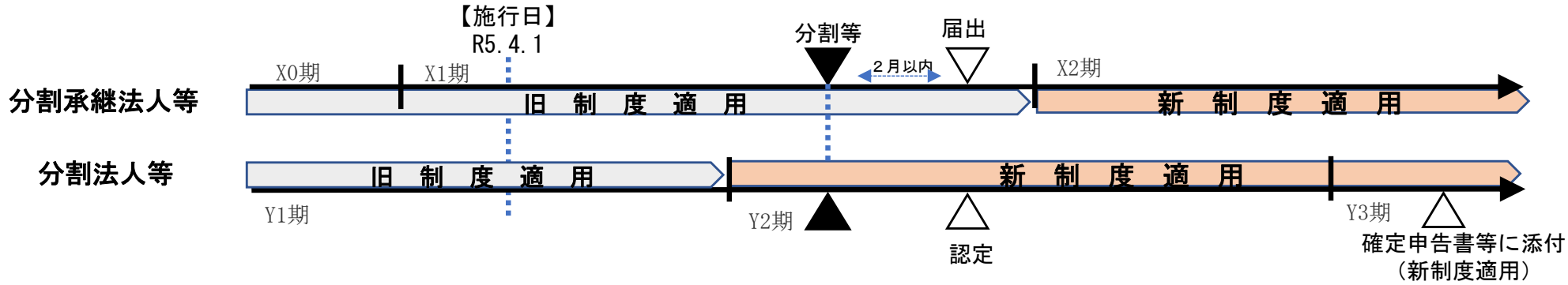
○　調整計算の改正は、令和５年４月１日以後に開始する事業年度（税額控除を適用する事業年度）について適用。

○　分割等（分割又は現物出資）の当事者のうちに旧制度適用法人と新制度適用法人がある場合に、旧制度適用法人が旧制度の調整計算の特例の適用を受けるためには、分割法人等における認定＋旧制度適用法人の届出のみで足りることとし、新制度適用法人の届出は不要とする。

＜分割法人等の旧制度適用期間に分割等が行われた場合＞




＜分割承継法人等の旧制度適用期間に分割等が行われた場合＞



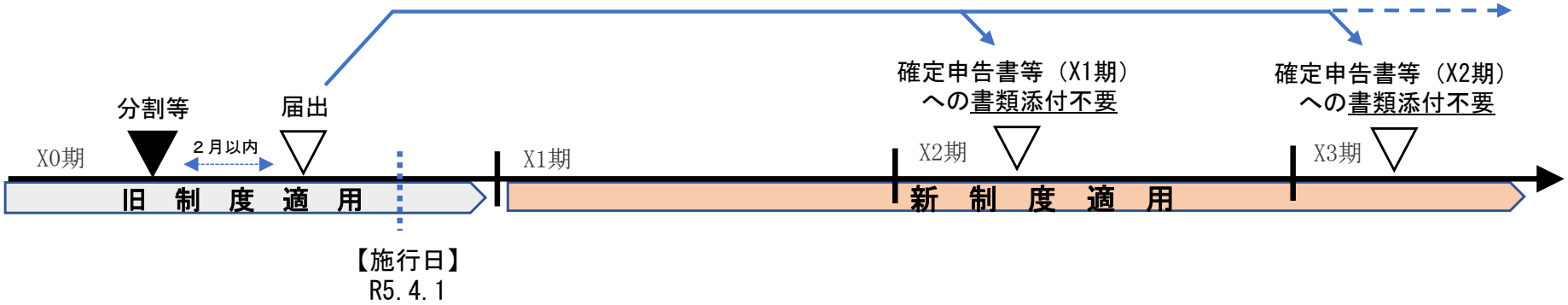
# 組織再編成がある場合の調整計算の改正に関する経過措置②

分割等（分割、現物出資又は現物分配）について旧制度の特例計算の適用を受ける旨の届出（現物分配については試験研究用資産の移転がない旨の届出）をした法人が、その分割等について新制度の特例計算を適用しようとする場合に、新制度の適用要件とされている確定申告書等（確定申告書等、修正申告書又は更正請求書）への書類の添付があるものとみなし、その添付があるものとみなされた書類に一定の記載事項（下記）があるものとみなすこととする。

※　旧制度では分割等について特例計算の適用を受ける旨の届出をした場合、その後の特例計算の適用（３年間）に届出は不要であったが、新制度では特例計算の適用を受ける際は２年目以降も確定申告書等への書類添付が必要。

※　逆に、旧制度下で分割等から２月以内の認定・届出をしなかった場合にも、新制度適用事業年度においては、確定申告書等に書類を添付することで特例の適用が可能。

＜旧制度で届出をした場合の新制度移行後の取扱い＞




【新制度の確定申告書等の添付書類に記載があるものとみなされる事項】

○　分割・現物出資・・・旧制度の届出書に記載した移転試験研究費の額・移転売上金額が新制度の確定申告書等の添付書類に記載されていることとする。

○　現物分配・・・移転試験研究費の額として０が記載されていることとする。

# ⑵　企業による先導的人材投資に係る税制措置

# 令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

## １．成長と分配の好循環の実現

### （４）企業による先導的人材投資

天然資源に乏しいわが国にとって、昔も今も変わらず「人」が資産である。企業の競争力を高め、人々の暮らしを豊かなものとするためには、「人への投資」がいかに重要であるか、今一度思いを致す必要がある。これまでの様々な政策対応に加えて、今般、税制においても、企業の成長を先導する人材を創出するための取組みを後押しする。

企業が、経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、未来の社会が必要とする人材の育成に貢献することで、「人への投資」はより一層厚みを増す。大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とする。

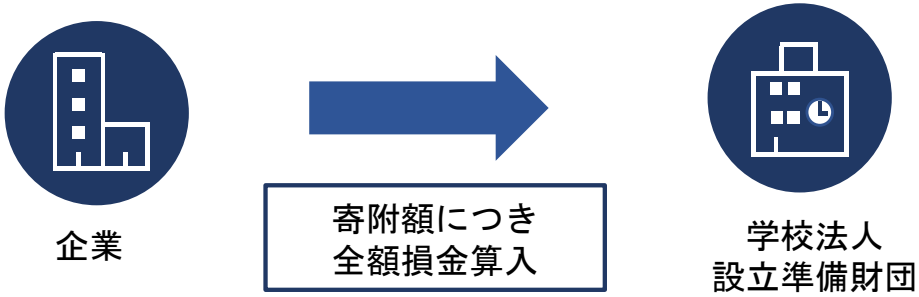
高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、研究開発税制における優遇措置を創設する。具体的には、これらの人材の人件費を対象とする新たな類型をオープンイノベーション型に設け、一般の試験研究費よりも高い控除率と、別に計上される控除上限の適用を可能とする。

企業がＤＸを進めて行く上で不可欠ではあるものの、現状では不足しているデジタル人材の育成・確保を促すため、ＤＸ投資促進税制において、人材育成・確保等に関連する事項を要件化する等の見直しを行う。

# 企業による学校教育における企業先導人材の育成

○　我が国の生産性向上のためには、社会人のリスキリングのほか、学校教育において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことが重要。企業が、その経営資源を活用し学校教育へ積極的に関与することで、社会で求められる人材の育成を促すため、企業による大学や高専等の設置への投資（寄附）を税制でも後押しする。

○　具体的には、学校法人設立準備財団等について、事前に包括的な財務大臣指定を行うことで個別審査を不要とし、早い段階から、スムーズな寄附金集めを可能とする。




| | |
|---|---|
| 一般寄附金 | 限度額あり※ |
| 指定寄附金 | 全額損金算入<br>申請・審査を経て個別に財務大臣指定 |
| 今回の措置<br>（包括指定） | 全額損金算入<br>事前に包括的な財務大臣指定 |

※（資本金及び資本準備金の額×0.25%＋所得金額×2.5%）×1/4

【学校法人設立準備財団等に関する包括指定】

（１）私立大学、私立高等専門学校、又は私立専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる寄附金

（２）当該学校法人等の設立前において、法人が支出する寄附金

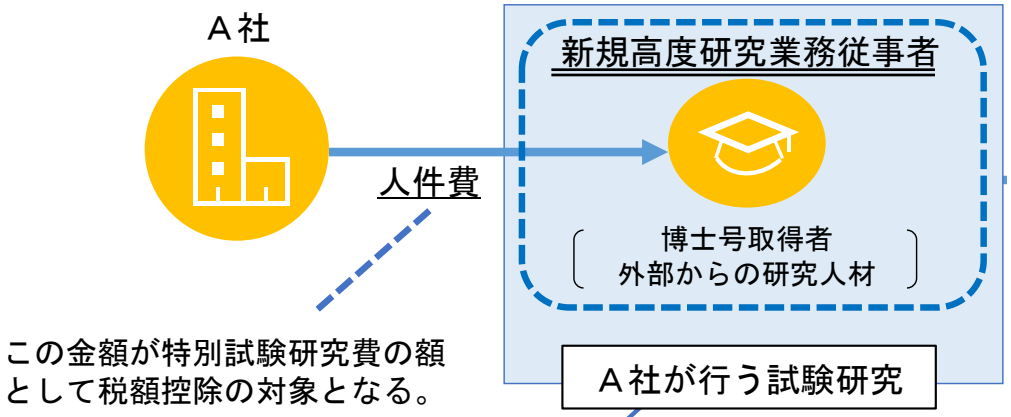
（３）設置しようとする私立大学等が法人設立後５年以内で募集要綱に定める日までに認可されない場合には、国又は地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金

（４）令和１０年３月３１日までの５年間の措置

# 企業による先導的研究開発人材の活用・育成

○　博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、その人件費の一部を研究開発税制（ＯＩ型）の対象（２０%の税額控除）とし、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進。

【対象となる試験研究】




次のイ～ハの要件の全てを満たす試験研究

イ　新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

ロ　⑴又は⑵の場合の事業年度において行う試験研究であること。

⑴　その事業年度の新規高度人件費割合を前事業年度の新規高度人件費割合で除した割合が１．０３以上である場合

⑵　前事業年度の新規高度人件費割合が0である場合

ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

⑴　その内容が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと。

⑵　その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

⑶　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広くその法人の使用人に若しくは広くその法人の役員及び使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

○　新規高度研究業務従事者

⑴　博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの

⑵　他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの

○　新規高度人件費割合

$$\frac{\text{A}\quad\text{・試験研究費の額（工業化研究に該当するものを除く。）}\ \text{・のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額}}{\text{B}\quad\text{・試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人}\ \text{・である者に対する人件費の額}}$$

（左記ロ⑴の判定についての計算例）

・当期（A：30、B：100）
・前期（A：25、B：100）

$$\text{当期}\ \frac{30}{100} \div \text{前期}\ \frac{25}{100} = 30\% \div 25\% = \underline{1.2}$$

⇒　左記ロ⑴の要件（1.03以上）に該当

# デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し

○ デジタル技術の特性を活かしつつ経済の好循環に資する企業行動を促す観点から、売上高及び海外売上高の相当程度の増加が見込まれる事業を後押しするため、事業適応計画の認定要件を改組する。
○ 企業のデジタル人材の育成・確保の取組を促進するため、DX認定基準を改訂し、人材育成・確保を後押しする。

適用期限を2年延長（令和7年3月31日）

## 事業適応計画

○ 次の要件について主務大臣から認定及び確認を受ける必要。

1. デジタル（D）要件
- ✔ **データ連携**
  （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること）
- ✔ **クラウド技術の活用**
- ✔ 情報処理推進機構が審査を行う**DX認定**の取得

（サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保等）

2. 企業変革（X）要件
- ✔ **売上高要件**
  （2014～2018年の全社売上高と比して10%以上増加）
- ✔ **海外売上高要件**
  （増加させる売上に占める海外売上高比率を目標値※1以上（上限50%））
- ✔ **全社の意思決定**に基づくもの
  （取締役会等の決議文書添付等）

## 課税の特例の内容

● 認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

| 対象設備 | 税額控除 | 特別償却 |
|---|---|---|
| ソフトウェア<br>繰延資産＊1<br>機械装置＊2<br>器具備品＊2 | 3%<br>or<br>【他社とのデータ連携に係るもの】5% | 30% |

※投資下限：国内の売上高比0．1%以上

※設備投資総額の上限：300億円

＊1 クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用。
＊2 機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。
（注）税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

※1 目標値：50%と2014年～2018年の海外売上高比率との中間値
※2 生産性向上要件（計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上）、新需要開拓要件（計画期間内で、売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率＋5%ポイント）、取組要件（商品の製造原価等・販売費等が8.8%以上削減）等は廃止

# ⑶　オープンイノベーション促進税制の見直し

# 令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

１．成長と分配の好循環の実現

（２）スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めている。そうした中、創業数と創業規模の両面でわが国のスタートアップの成長を促していくためには、「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実が極めて重要である。スタートアップ創出元年にふさわしく、スタートアップへの投資額の５年10倍増に向けて、スタートアップの加速や、既存企業とのオープンイノベーションの推進を通じ、わが国にスタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化する。

（中略）

「出口」については、現在はＩＰＯに偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でＩＰＯが行われ、その後に成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある。Ｍ＆Ａを促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。

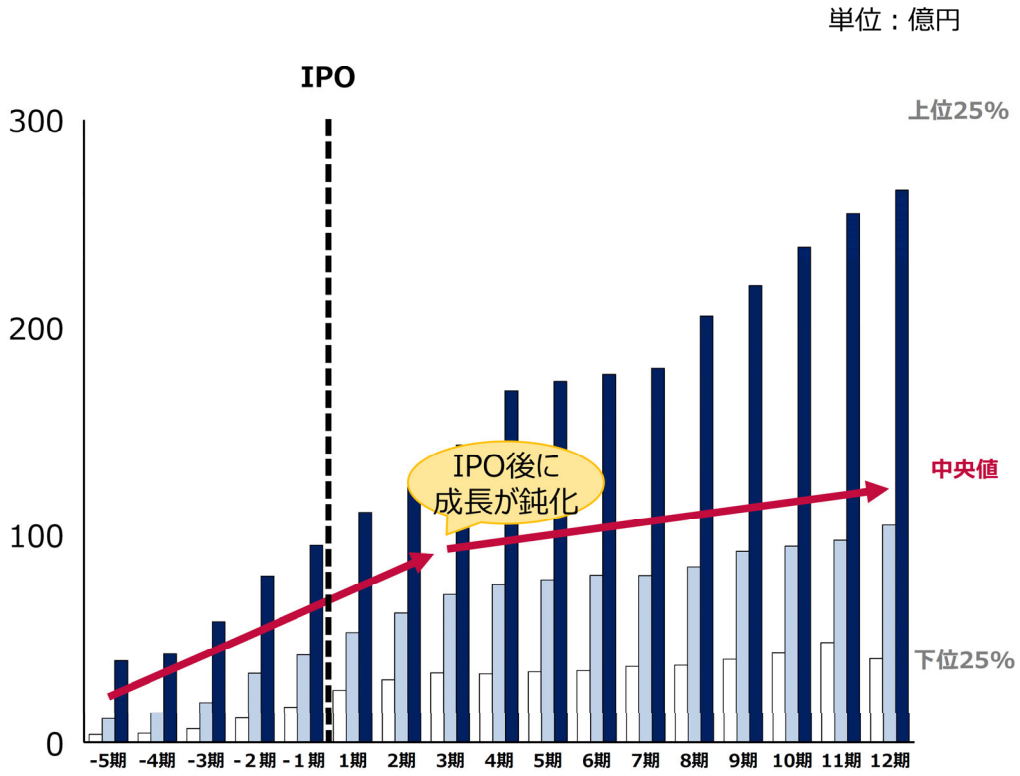
オープンイノベーション促進税制は、スタートアップへのニューマネー出資の一定額を所得から控除するという、**極めて異例の措置**として創設されたものであるが、今般、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化が最重要課題であることに鑑み、Ｍ＆Ａに適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とする。スタートアップの成長に真につながるよう、Ｍ＆Ａから５年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みとし、スタートアップの成長を強力に促すものとする。

# スタートアップの現状

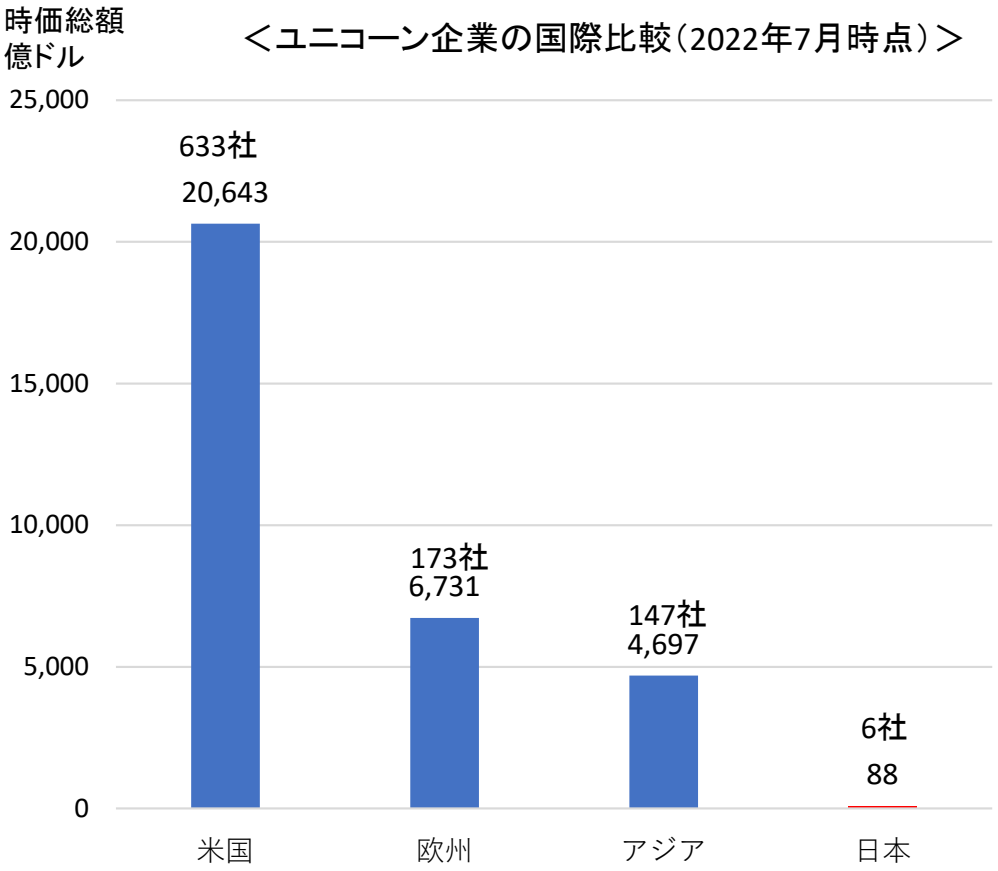
○ 日本は、IPO後に成長が鈍化する傾向がある。

○ ユニコーン企業（時価総額10億ドル超の未公開企業、設立後10年以内）は、米国633社、中国173社、欧州147社。一方、日本は6社に留まる。

＜日本におけるIPO前後の売上高変化＞




＜ユニコーン企業の国際比較（2022年7月時点）＞




（出典）内閣官房資料、経産省資料、赤石篤紀「新規株式公開前後の業績パフォーマンスと株式所有構造の変化」

# オープンイノベーション促進税制

○ スタートアップ企業の出口として、既存企業によるＭ＆Ａを後押しする必要。その際、Ｍ＆Ａ後に成長が鈍化する結果とならないよう、単なるＭ＆Ａではなく、スタートアップ企業の成長に真に資するＭ＆Ａを後押しすべき。

○ 既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。その際、Ｍ＆Ａから５年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、多数のスタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図る。

事業会社

Ｍ＆Ａ（既存株式取得）

株式取得価額の
２５％を所得控除

※取得価額５億円以上
総議決権の50％超を取得した場合が対象

スタート
アップ

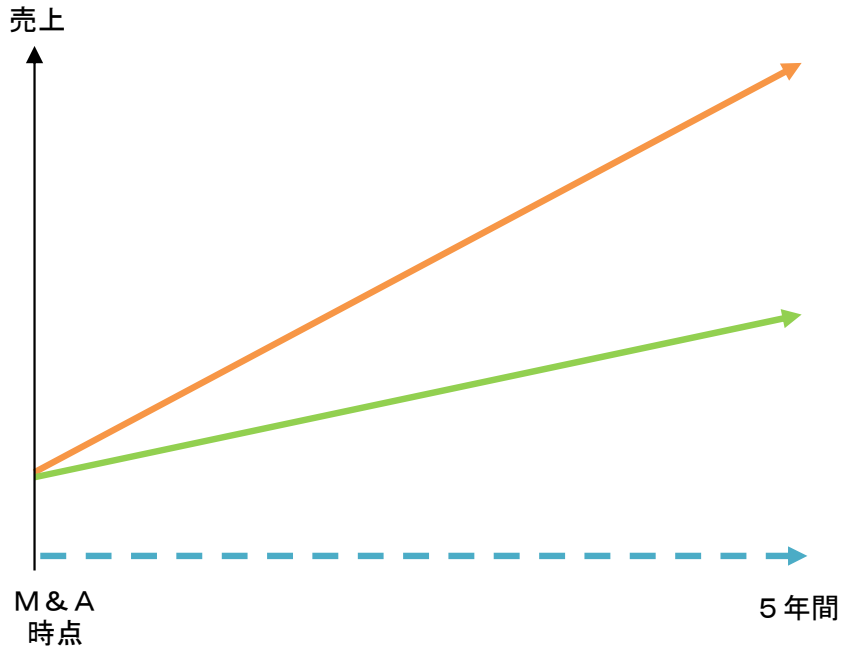
成長投資
（研究開発、設備投資）

事業成長
（売上高）

５年以内に「成長要件」を満たした場合
減税メリットがその後も継続

（要件を満たさなかった場合や、
譲渡・減損時は減税メリット消滅）

＜５年以内の成長要件のイメージ＞




売上増加型
売上が増加するフェーズ
※５年以内に売上1.7倍以上等

成長投資型
売上はまだあまり増加していないが、
研究開発・設備投資が旺盛なフェーズ
※５年以内に研究開発費1.9倍以上等

研究開発特化型
営業赤字だが、極めて旺盛な研究開
発を行っているフェーズ
※５年以内に研究開発費2.4倍以上等

（注）2007～2017年にマザーズ・グロース市場に上場したスタートアップの上位25％の中央値等を参照して要件設定

# オープンイノベーション促進税制

## ＜成長要件＞

| | Ｍ＆Ａ時点の要件 | ５年以内に満たすべき要件 | |
|---|---|---|---|
| | | 成長率要件 | 金額要件 |
| 売上増加型  | | 売上1.7倍以上 | 売上33億円以上 |
| 成長投資型  | 売上10億円以下<br>研究開発費と設備投資が売上の5%以上 | 売上1.1倍以上<br>研究開発費1.9倍以上<br>（又は設備投資3.0倍以上） | 売上1.5億円以上<br>研究開発費4.6億円以上<br>（又は設備投資0.7億円以上） |
| 研究開発特化型  | 売上4.2億円以下<br>研究開発費が売上の10%以上<br>営業赤字 | 研究開発費2.4倍以上 | 研究開発費6.5億円以上<br>研究開発費増加額が株式の取得価額の15%以上 |

（注）1　2007～2017年にマザーズ・グロース市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定
　　2　設備投資は、各事業年度の減価償却費によって測定

# 特定株式に係る特別勘定の金額の取崩しについて

**購入により取得した特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とする。**
※その他の取崩し事由は、現行と同様とする。

| **取崩し事由<br>（購入により取得した特定株式）** | **取崩し金額** |
|---|---|
| オープンイノベーションが行われていることが産競法の調査に基づき明らかにされた一定の場合に該当しない場合<br>**※　特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から５年を経過したものについては、適用しない。** | その該当しない事業年度終了の時の特定株式に係る特別勘定の金額 |
| **（新設）<br>特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から５年を経過したものがある場合（５年以内のいずれかの事業年度において成長要件を達成した場合を除く。）** | 5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額 |
| 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合に変更があった場合<br>**※　５年以内のいずれかの事業年度において成長要件を達成した場合を除く。** | 変更があった日における特別勘定の金額 |
| 特定株式を発行した法人が解散した場合<br>**※　適用法人を合併法人とする合併による解散を含む。** | 解散の日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額 |
| 剰余金の配当を受けた場合<br>**※　５年以内のいずれかの事業年度において成長要件を達成した場合には、剰余金の配当を受けた場合の取崩し金額は、その配当が右❶❷のいずれの配当であっても、その配当として交付された金銭等の価額の合計額の25%相当額とする。** | ❶　資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当…資本剰余金の減少額のうちその特定株式に対応する部分の金額の25%相当額<br>❷　上記❶以外の配当…証明書記載額 |
| **（新設）<br>特定株式を発行した法人の総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合** | 総株主の議決権の過半数を有しないこととなった日における特別勘定の金額 |

（注）成長要件を達成した場合において、購入により取得した特定株式のうち５年を経過した後に一定の取崩し事由に該当するときはその事由に応じた特別勘定の金額の取崩しを行う。

# ３．その他

## ⑴　暗号資産の譲渡損益及び時価評価損益の見直し

# 自己発行した暗号資産の期末時価評価課税の見直し

○　法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、税法上、期末に時価評価し、評価損益について課税の対象とされている。

○　今般、自己が発行し自己に割り当てた暗号資産についての会計上の考え方が示されたことを受けて、自己が発行した暗号資産で、発行した時から継続して有しており、譲渡について一定の制限が付されているものは、期末時価評価課税の対象外とする。

○　これに伴い、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額を「発行のために要した費用の額」とする。

【改正前】

暗号資産の発行体




自己が発行した暗号資産であっても期末時価評価課税の対象

【改正後】

暗号資産の発行体




自己が発行した暗号資産で以下の要件を満たしたものについては、期末時価評価課税の対象から除外

【要件】
イ　**暗号資産の発行の時から継続して有するものであること。**
ロ　暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより**譲渡制限等**が付されているものであること。
（イ）**他の者に移転することができないようにする技術的措置**がとられていること。
（ロ）一定の要件を満たす信託の**信託財産**としていること。

（参考）令和元年度税制改正では、活発な市場が存在する暗号資産については、
・　企業会計上も時価評価することとされたこと、
・　売却・換金が容易であること、
・　時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されること、
を踏まえ、法人が有する場合は売買目的で取得した有価証券や金・銀などと同様に期末時価評価課税を行い、評価損益を計上することとされたところ。

実務対応報告第38号

# 資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い（抄）

平成30年３月14日
企業会計基準員会

**範囲**

3. 本実務対応報告は、資金決済法に規定する暗号資産を対象とする。
ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する暗号資産は除く。

**実務上の取扱い**

**Ⅰ．暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理**

**１．期末における暗号資産の評価に関する会計処理**

5. 暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、保有する暗号資産（暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該暗号資産の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。

6. 暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、保有する暗号資産について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

7. 前期以前において、前項に基づいて暗号資産の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合、当該損失処理額について、当期に戻入れを行わない。

**５．暗号資産の売却損益の認識時点**

13. 暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、暗号資産の売却損益を当該暗号資産の売買の合意が成立した時点において認識する。

第490回企業会計基準委員会　議事概要別紙　（2022年11月7日開催）

# 審議事項(1) 暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて）（抄）

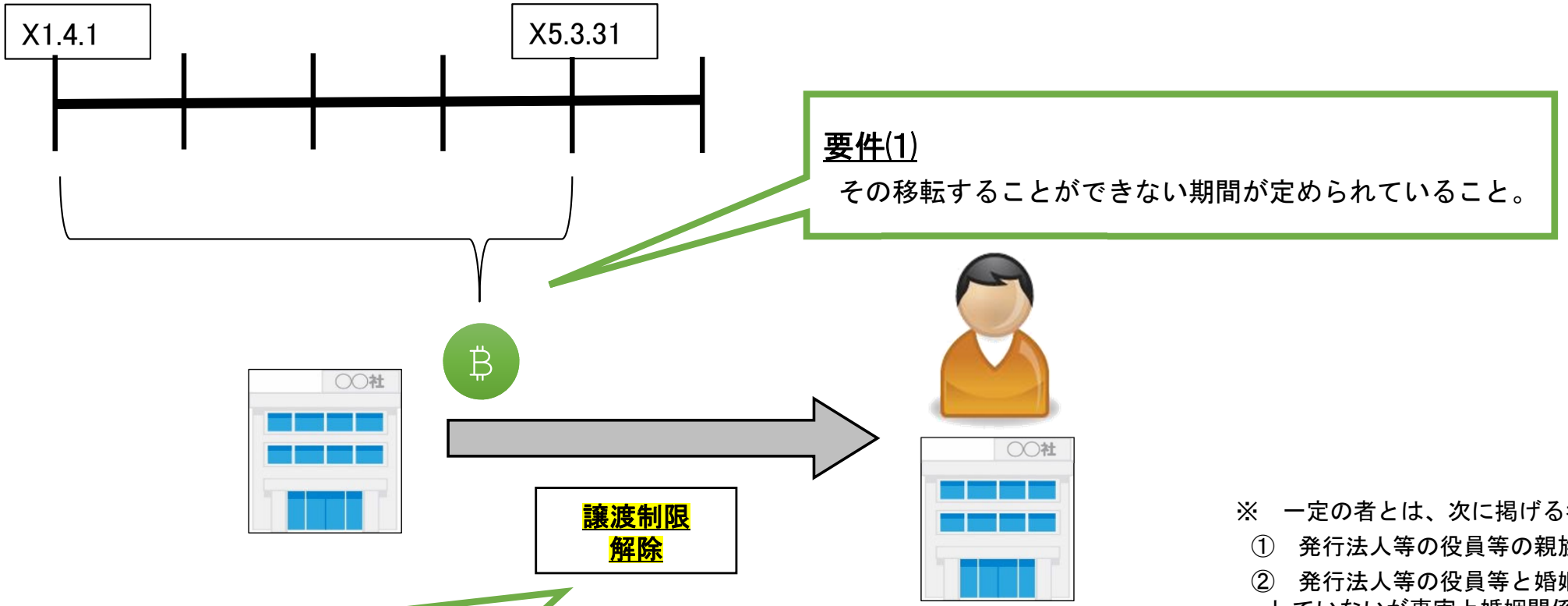
**検討**

（前略）暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産のうち、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものは、第三者との取引が生じるまでは、資産を認識しないか、又は取得原価で資産を認識するという考え方がある。これらの考え方のいずれを採用すべきかどうかについて当委員会は結論を出していないが、いずれの場合も時価では評価されないと考えられる。（後略）

# 発行の時から継続して譲渡制限等が付されているもの（ロックアップ）

**（イ）他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。**

その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、次の⑴・⑵の要件のいずれにも該当するものがとられていること。




**要件(2)**

その技術的措置が、その暗号資産を発行した法人（その法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下「発行法人等」という。）の役員及び使用人（以下「役員等」という。）その他一定の者（※）のみによって解除をすることができないものであること。

※　一定の者とは、次に掲げる者をいう。

① 発行法人等の役員等の親族

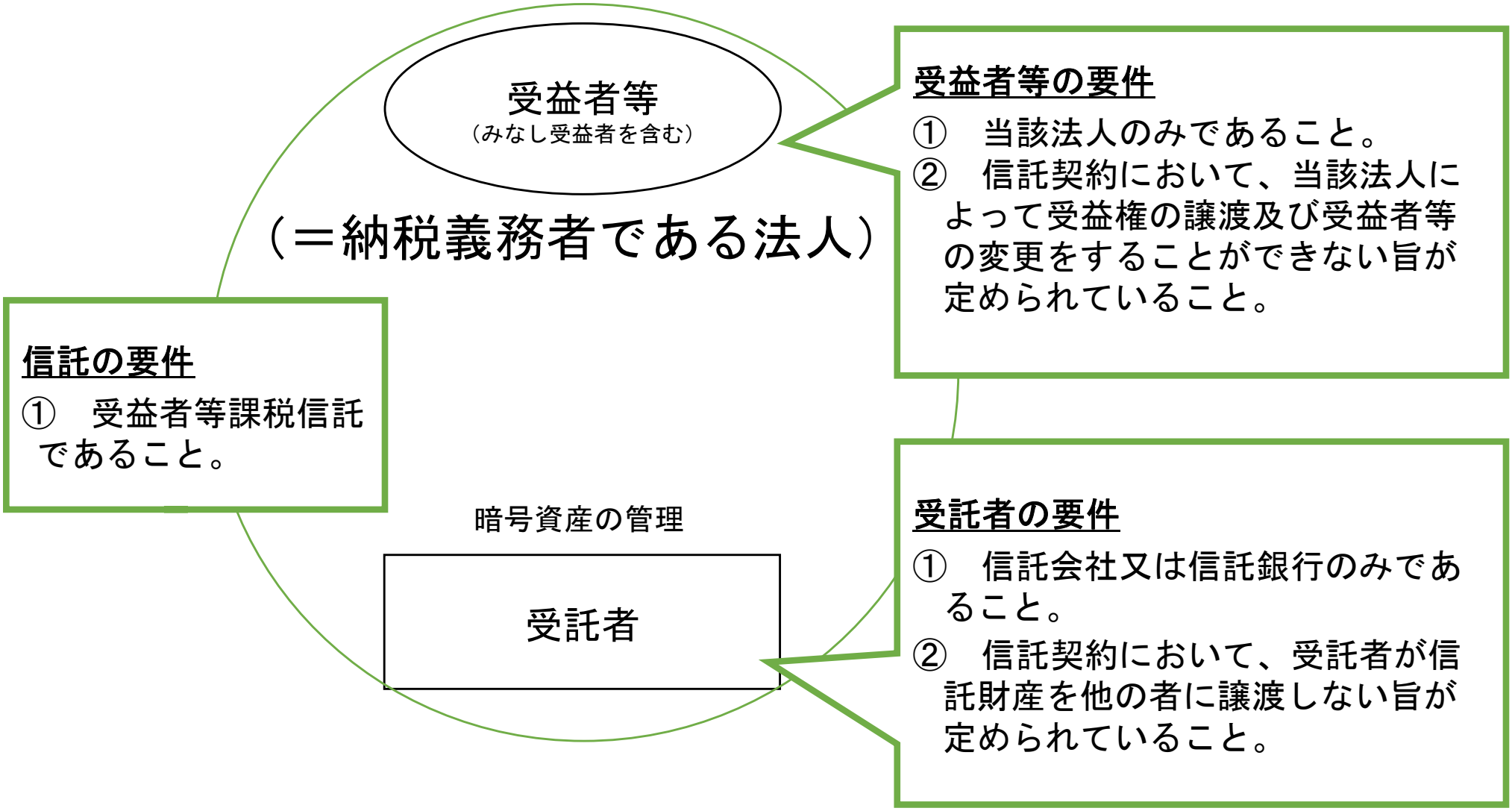
② 発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①又は②に掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

# 発行の時から継続して譲渡制限等が付されているもの（信託）

**（ロ）一定の要件に該当する信託の信託財産としていること。**



# 暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入

【制度の概要】

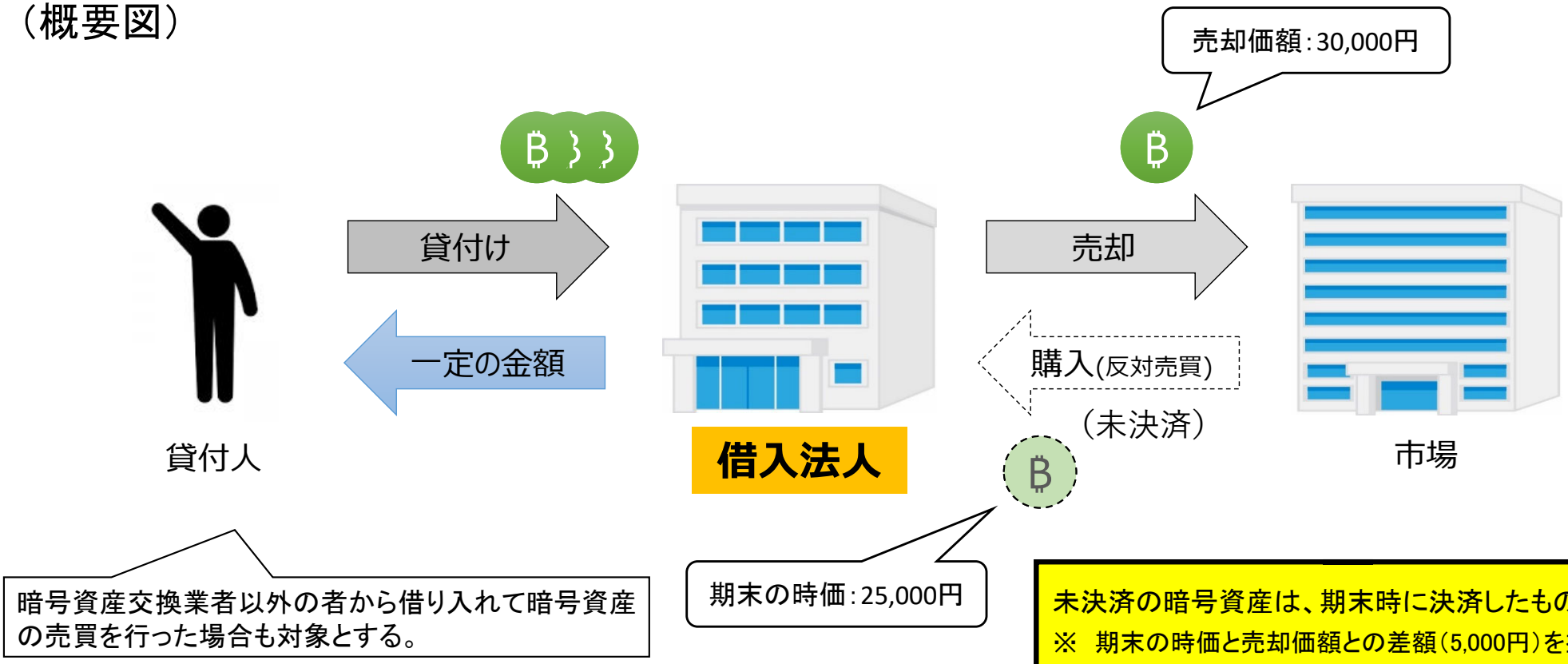
○　法人が暗号資産信用取引を行った場合において、事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして算出した利益額又は損失額（みなし決済損益額）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされている。

※「暗号資産信用取引」とは、資金決済法に規定する暗号資産交換業を行う者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう。

【改正の内容】

○　暗号資産交換業者に該当しない者から借り入れた暗号資産（借入暗号資産）を売却した場合においても、事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、みなし決済損益額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとする。

（概要図）



# ⑵　改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置

# 改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置

○　令和４年通常国会で成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）」により資金決済に関する法律（資金決済法）が改正され、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが「電子決済手段」と位置づけられ、電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者を登録制とし、必要な規制を導入することとされた。

○　上記「電子決済手段」のうち特定信託受益権（３号電子決済手段）を法人税法上の有価証券の範囲から除外することにより、特定信託受益権は法人税法における有価証券に関する規定の適用を受けなくなる。これにより、特定信託受益権の譲渡損益の計算・計上時期、取得価額については、法人税法第２２条第４項の規定により、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることになる。

| | 特定信託受益権の取扱い<br>（会計処理に関する議論の方向性） | （参考）法人税法上の有価証券の取扱い |
|---|---|---|
| 認識及び認識の中止 | 受渡日 | 原則として約定日 |
| 評価方法等 | ○譲渡損益<br>価格が変動しないことから譲渡損益は生じない<br><br>○期末評価<br>評価しない | ○譲渡原価<br>移動平均法又は総平均法により一単位当たりの帳簿価額を算出<br>○期末評価（保有目的別に以下のとおり）<br>・　売買目的有価証券……時価評価損益を計上<br>・　売買目的外有価証券……時価評価しない |
| 取得価額と額面が異なる場合の処理 | 差額を取得時の損益として計上 | 償還有価証券にあっては、償却原価法（定額法）により差額を損益計上 |

# ⑶　残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限の見直し

# 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限の見直し

【制度の概要】

① 法人は、事業年度終了の日の翌日から**２月以内**に確定申告書を提出しなければならない。なお、残余財産の確定の日の属する事業年度は、同日の翌日から**１月以内**（１月以内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に確定申告書を提出しなければならない。

② 定款等の定めにより、上記の２月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合等には、税務署長は、法人の申請に基づき、**申告期限を延長することができる**（確定申告書の提出期限の延長の特例）。なお、残余財産の確定の日の属する事業年度については**本特例の適用はない**。

※ 通算法人は、課税所得金額等の計算上、損益通算等を行うこととされている。なお、通算親法人の事業年度終了の日に残余財産が確定した通算子法人がある場合には、その通算子法人を含めて損益通算等を行うこととされている。

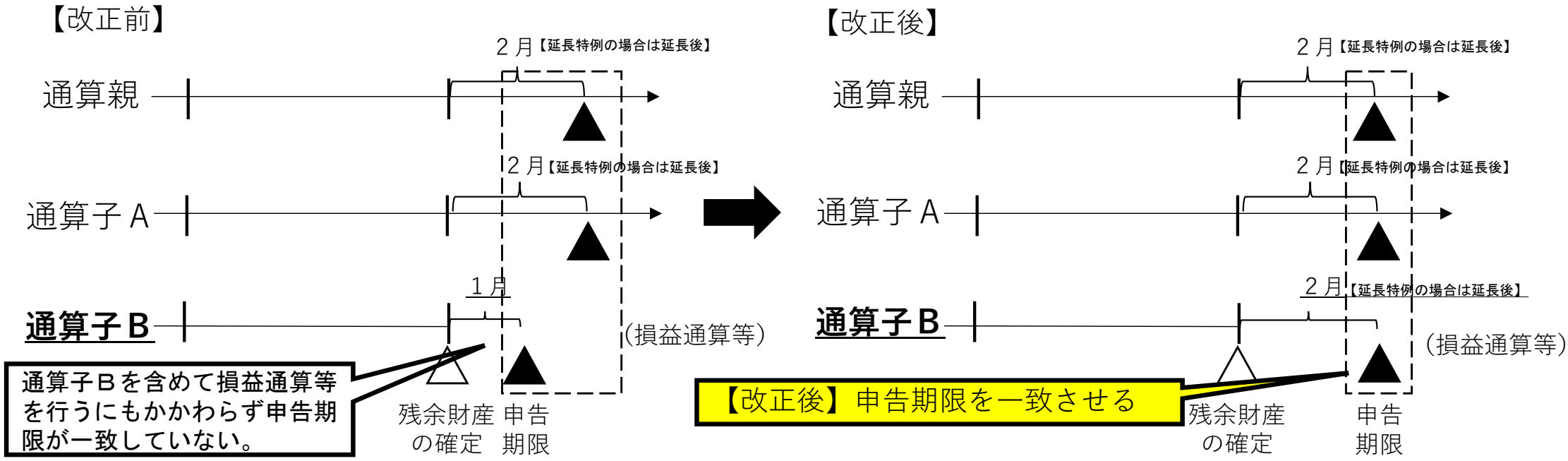
【改正の内容】

① 通算親法人の事業年度終了の日に残余財産が確定した通算子法人のその事業年度については、その申告期限を事業年度終了の日の翌日から**２月以内**とする。

② 確定申告書の提出期限の延長の特例についても、**本特例の適用を受けることができることとする** 。

（注）令和５年４月１日以後に改正前の確定申告書の提出期限が到来する事業年度について適用する。

**他の通算法人の申告期限と一致させる**



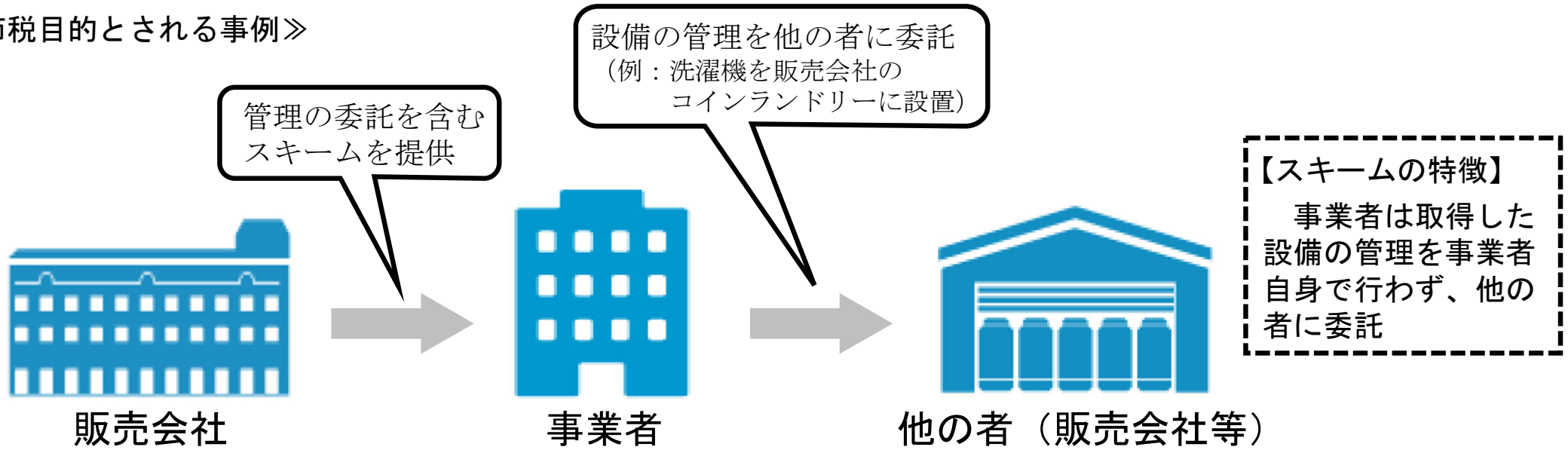
## ⑷　中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の延長等

# コインランドリーの投資で用いられるスキーム

【現状】
　以下の節税目的とされる事例では、販売会社から購入した設備を事業者自ら運営せず、その設備の管理を他の者に委託し、事業者はその設備を利用した収入から管理手数料を除いた部分を自らの収入とし、それを超える減価償却費を初年度に損金算入して節税するスキームで投資を行っている。このような設備の管理を事業者自身が行わない節税スキームが近年見受けられ、増加傾向にある。

【改正の内容】
　次ページのとおり。

≪節税目的とされる事例≫




【スキームの特徴】
　事業者は取得した設備の管理を事業者自身で行わず、他の者に委託

# 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の延長等

## 中小企業経営強化税制

即時償却
税額控除
7or10%※

● 中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とする。

**⇒≪改正後≫特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業※※であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、適用期限を2年延長。**

**生産性向上設備**
旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備

**収益力強化設備**
投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

**デジタル化設備**
遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備

**経営資源集約化設備**
修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

## 中小企業投資促進税制

特別償却30%
税額控除7%※

**⇒≪改正後≫対象資産からコインランドリー業（主要な事業※※であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外等した上、適用期限を2年延長。**

※資本金の額等が3,000万円以下の法人に適用

※※ 次の事業は、「主要な事業」に該当する。

1 継続的に中小企業者等の経営資源（事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

2 中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

# ⑸　特定の資産の買換えの場合の課税の特例の届出制度の新設

# 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の届出制度の新設

**【制度の概要】**

○　当該事業年度に、譲渡資産を譲渡し、かつ、買換資産を取得した場合の本特例の適用に当たっては、納税地の所轄税務署長に本特例の適用を受ける旨の届出を要することとする。

（先行取得資産を取得した場合及び特別勘定を設けた場合については、現行どおり）

○　具体的には、譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する四半期の末日の翌日以後２月以内に、以下の事項を記載した届出書により行う。

≪届出事項≫

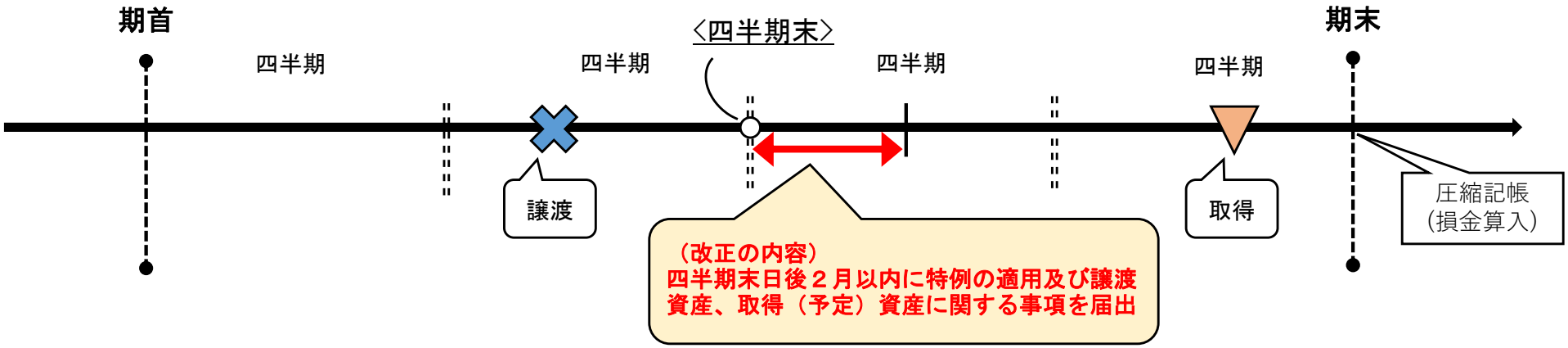
・本特例の適用を受ける旨及び適用を受けようとする措置（表の各号）の別

・譲渡資産及び買換資産の種類等（譲渡予定又は取得予定の場合は、その見込み）

（注）**令和６年４月１日**以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をした場合の届出について適用

※　インセンティブ措置として適切に機能させるため、譲渡（又は取得）後一定期間内に特例の適用及び適用を受ける買換え（譲渡資産と買換資産の組み合わせ）に関する事項の届出を要件とするもの。

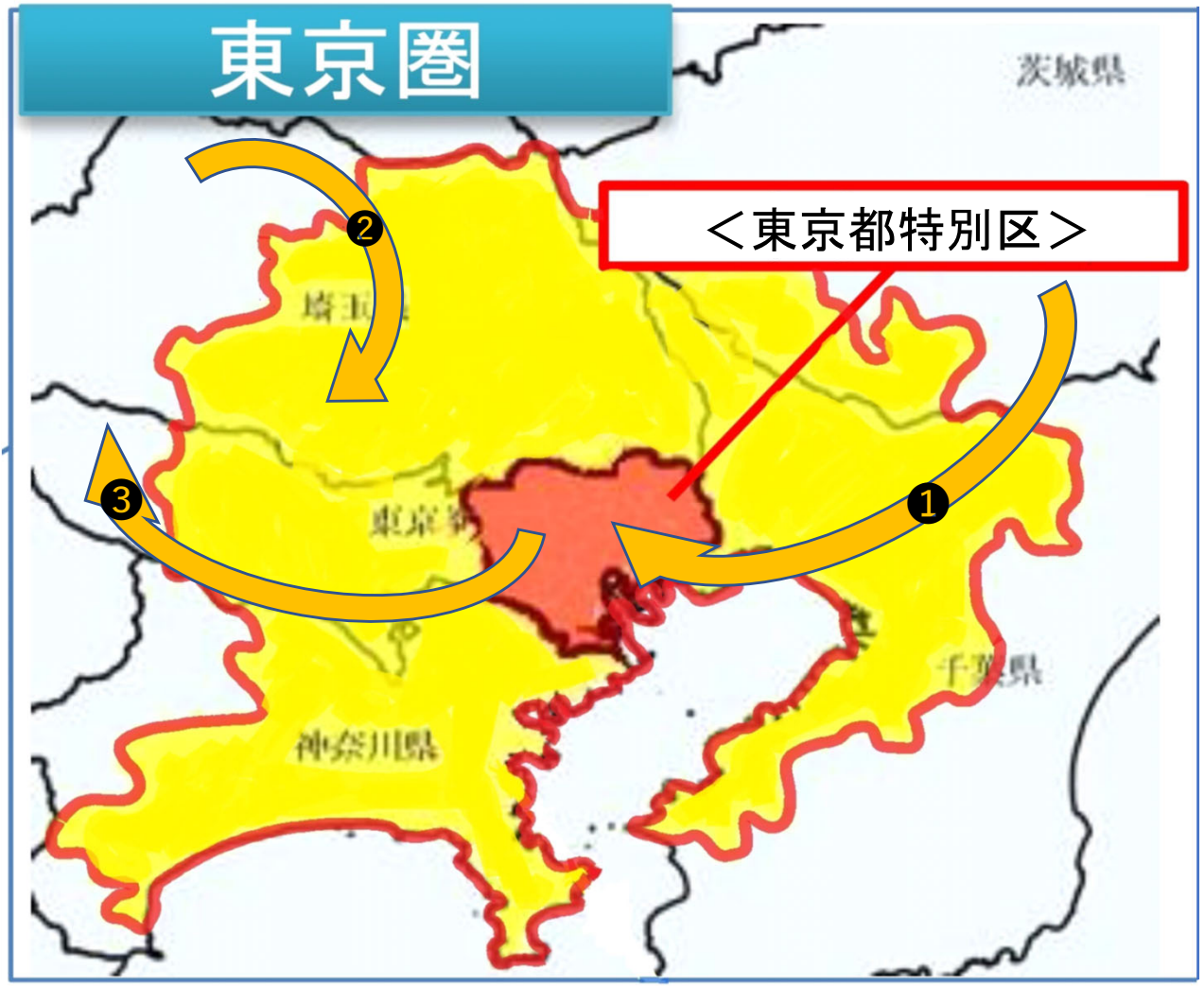
**≪届出書提出のイメージ≫**



# ⑹　長期所有の土地等の買換え特例の圧縮割合の特例の見直し

# 長期所有の土地等の買換え特例の圧縮割合の特例の見直し

≪集中地域イメージ≫




【改正前の圧縮割合の特例】

| 類　型 | 圧縮割合 |
|---|---|
| ❶集中地域外<br>→東京都特別区 | ７０％ |
| ❷集中地域外<br>→集中地域(❶以外) | ７５％ |

低 → 高

【改正後の圧縮割合の特例】

| 類　型 | 圧縮割合 |
|---|---|
| ❸東京都特別区<br>→集中地域外<br>※　本店の移転を伴う買換えのみ | ９０％ |
| ❷集中地域外<br>→集中地域(❶以外) | ７５％ |
| ❶集中地域外<br>→東京都特別区 | ７０％ |
| うち、本店の移転を伴う買換え | ６０％ |

高 → 低

改正後

改正後

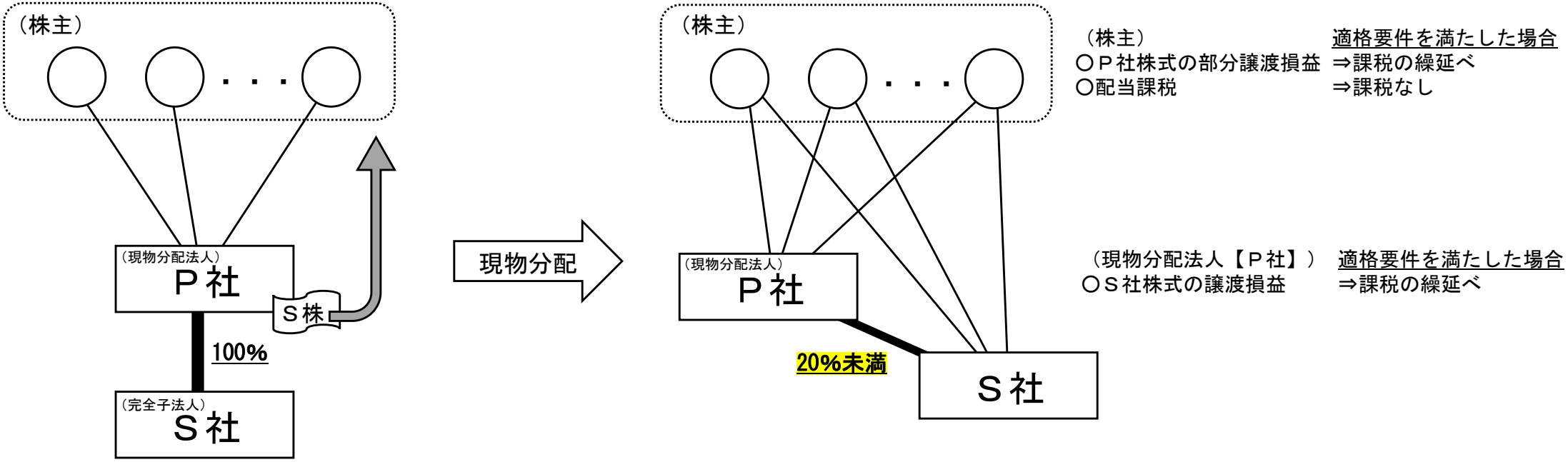
（参考）集中地域：既成市街地等及び首都圏整備法の近郊整備地帯
既成市街地等：東京都特別区・武蔵野（全域）、三鷹・横浜・川崎・川口（一部）
大阪市（全域）、守口・東大阪・堺・京都市・神戸・尼崎・西宮・芦屋（一部）
名古屋（一部）
近郊整備地帯：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県（一部）

# ⑺　事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配に係る課税の特例の新設

# 事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配に係る課税の特例の新設

○　産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配で**現物分配法人に20%未満の持分を残す場合**においても、**下記の要件**を満たすものは、適格株式分配に該当することとする措置を新設する。

適用期限：１年（令和６年３月３１日までに産業競争力強化法の事業再編計画の認定）




【要件】

①　その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。

②　完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。

③　完全子法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること、完全子法人の主要な事業が開始から10年を超えていないこと、完全子法人の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることについて証券業者が確認したこと、のいずれかの要件を満たすこと。

④　適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。

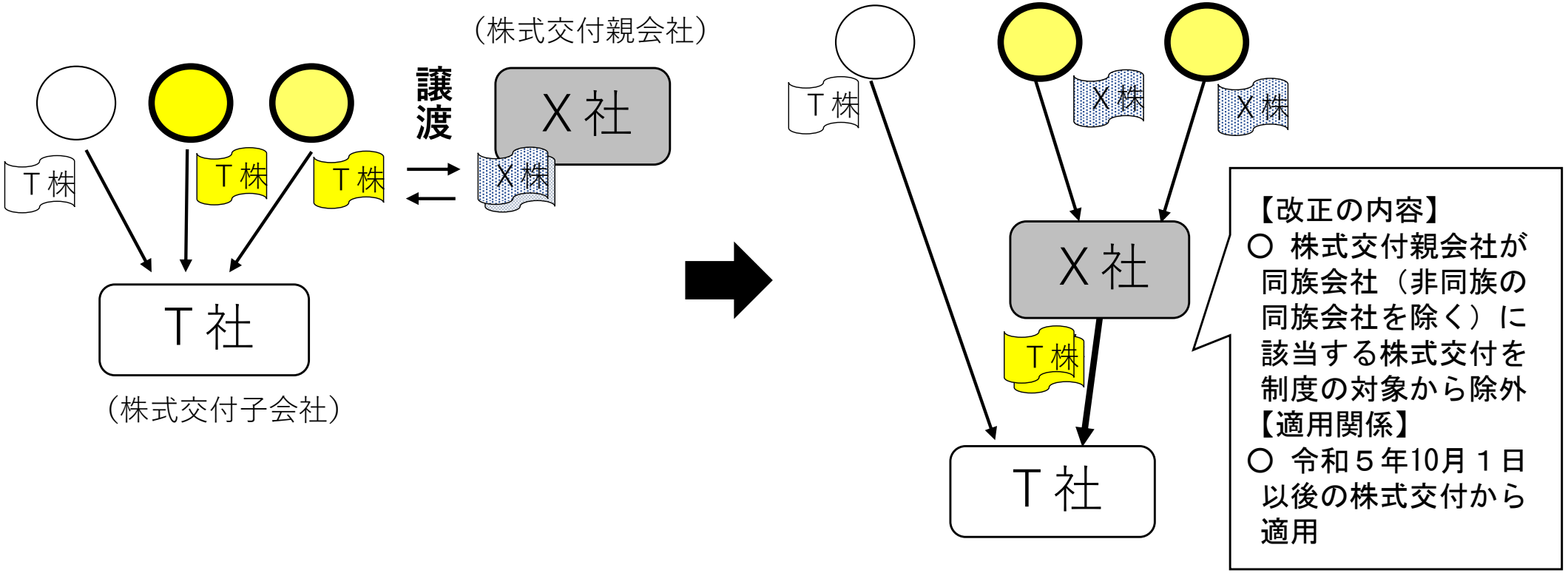
# ⑻　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の見直し

# 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の見直し

**【制度の概要】**

**法人（Ｔ社の株主）が、その有する株式（Ｔ株）を発行した他の法人（Ｔ社）を株式交付子会社とする株式交付によりその株式（Ｔ株）を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社（Ｘ社）の株式（Ｘ株）の交付を受けた場合（※）には、譲渡損益の計上を繰り延べることとする。**

（※）その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式（Ｘ株）の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80％に満たない場合を除く。




**【改正の内容】**

**○ 株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する株式交付を制度の対象から除外**

**【適用関係】**

**○ 令和５年10月１日以後の株式交付から適用**

# ⑼　租税特別措置の見直し

# 租税特別措置の見直し

5改正

## ○　見直しの対象となった措置（27項目）のうち、3項目は「廃止」、20項目は「縮減を伴う見直し」

| | |
|---|---|
| ① 研究開発税制 | **縮減＋一部拡充**（税額控除率の見直し、控除上限を変動させる仕組みの導入等） |
| ② 中小企業投資促進税制 | **縮減**（対象資産の見直し） |
| ③ 地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制 | **縮減＋一部拡充**（上乗せ措置の見直し、確認要件の見直し等） |
| ④ 中小企業経営強化税制 | **縮減**（対象資産の見直し） |
| ⑤ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 | **縮減**（計画の認定要件の見直し等） |
| ⑥ 特定船舶の特別償却 | **縮減＋一部拡充**（一定の外航船舶の償却率の引上げ、環境負荷低減要件の厳格化、内航船舶の見直し等） |
| ⑦ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 | **縮減**（施設規模要件の引上げ） |
| ⑧ 特定事業継続力強化設備等の特別償却 | **縮減＋一部拡充**（対象資産の見直し、償却率の引下げ） |
| ⑨ 共同利用施設の特別償却 | **縮減**（取得価額要件の引上げ） |
| ⑩ 特定地域における工業用機械等の特別償却 | **縮減**（半島、離島、奄美：対象地区の見直し等） |
| ⑪ 医療用機器等の特別償却 | **縮減**（対象資産の見直し） |
| ⑫ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | **縮減**（対象計画の見直し、償却率の引下げ） |
| ⑬ 特定都市再生建築物の割増償却 | **縮減＋一部拡充**（計画の認定要件の見直し等） |
| ⑭ トン数標準税制 | **縮減**（みなし利益の金額の見直し、計画の認定要件の見直し等） |
| ⑮ 農業経営基盤強化準備金 | **縮減**（対象資産の見直し） |
| ⑯ 土地重課（適用停止） | **縮減**（適用除外措置の範囲の見直し） |
| ⑰ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 | **縮減＋一部拡充**（三大都市圏の内から外への買換え（1号）の廃止、長期所有の土地等の買換え（4号）の圧縮割合の見直し、届出要件の追加等） |
| ⑱ 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例※ | **縮減**（対象となる再編の見直し） |
| ⑲ オープンイノベーション促進税制※ | **縮減＋一部拡充**（対象となる株式の追加・取得価額の上限の見直し等） |
| ⑳ 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置 | **縮減**（対象法人の要件の見直し） |
| ㉑ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例 | **単純延長** |
| ㉒ 特定原子力施設炉心等除去準備金 | **単純延長** |
| ㉓ 短期土地重課（適用停止） | **単純延長** |
| ㉔ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 | **単純延長** |
| ㉕ 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却 | **廃止** |
| ㉖ 原子力発電施設解体準備金※ | **廃止** |
| ㉗ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例 | **廃止** |

（注）期限なし及び期限未到来の措置については、※印を付している。